

愛知学院大学薬学部動物実験関連施設等における地震・火災等の災害時の対応について

施設利用者用マニュアル

- 1) 災害発生時には、直ちに生命、安全確保のための行動を取る。
- 2) 実験中の動物については、直ちに手術等の処置を中止し、可能であれば処置の終了（完了）手順を開始する。終了後は動物が脱走しないような処置を取る。処置の終了が不可能と思われる場合は、直ちに安楽死処置を取る。
- 3) 使用中の機器は速やかに使用を中止し電源を切り、使用中の薬品についても使用を中止し、漏えいなどが無いように厳重に保管する。
- 4) 電気、ガス、水道などを使用中の場合は直ちに使用を中止し、酸素ボンベ等を使用中の場合は使用を中止し、ボンベの元栓を確実に閉める。
- 5) 以上の作業が終了したら、速やかに飼育室、実験室から安全な場所（グラウンド）に避難する。
- 6) 避難の際にエレベーターは使用しない。
- 7) 安否状況、被害状況等を、施設等運営委員会委員長（佐藤：080-6945-3275）へ連絡する。
- 8) 災害後、施設等の安全が確認された後、飼養動物の確認をし、安楽死が必要と判断された場合、安楽死処置を取る。
- 9) 実験機器や薬品などの点検を実施する。

施設等スタッフ用マニュアル

- 1) 災害発生時には、直ちに生命、安全確保のための行動を取る。
- 2) 必要であれば、避難誘導、初期消火などを行う。
- 3) 安全な場所（グラウンド）に避難した後、災害対策室を設け、施設等運営委員会委員長が指揮を執り、被害状況の確認、職員の安否の確認を行う。
- 4) 自身の安全を確保した後、飼育中の動物の脱走の確認、飼育機器の転倒などの被害状況の確認をし、動物の逸走防止策を講じる。
- 5) 運転中の機器などがあれば、直ちに運転を中止する。
- 6) 電気、ガス、水道や酸素ボンベなどを使用中であれば、直ちに使用を中止する。
- 7) 実験室等で被害があれば、復旧作業にあたる。

学内および学外への連絡体制

災害発生時には以下の情報を学内関係者および名古屋市（防災危機管理局・危機対策室危機対策係 972-3522）、文部科学省（研究振興局学術機関課庶務・学術資料係）、公私立大学実験動物施設協議会へ報告する。

- ①人的被害状況 ②実験動物の被害状況 ③設備の被害状況 ④電気、ガス、水道などの状況 ⑤支援要請の必要性 ⑥その他

復旧マニュアル

- 1) 災害発生初期には、動物の逸走防止に努めると共に、動物の飼養継続のために必要とされる措置を取る。
- 2) 飼育室内に動物が逸走した場合、速やかに捕獲し、飼育継続または安楽死処分の判断をする。
- 3) 空調が停止している場合、可能な限り空調の復旧に努め、適切な環境の維持に努める。
- 4) 飼養中の動物には給餌、給水を維持すること。
- 5) 必要がある場合、学内外へ支援の要請をする。
- 6) 正常な飼育環境への復旧に長期間かかることが予想される場合には、動物飼育数の調整を考慮する。